

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
基本理念(9月16日)	○「子どもの育ちの視点」について、発達段階の記載をしているが、障害のある子どもを持つ親にとって、負担感がある。また、発達段階を記載するのであれば、障害のある子ども、虐待を受けた子ども、貧困世帯の子ども等は、育ちにも差があることを踏まえたうえで、子どもの特性に応じた支援をしていくという基本指針の内容を、どこかに記載してほしい。	幼保支援課	子ども子育て支援の取組の方向性として、5つの視点の一つ「子どもの育ちの視点」に記載していた発達段階を削除し、幼児期全体を捉えて、支援者が留意する内容に変えています。
基本理念(9月16日)	○「親も子どもも一緒に育つ過程を支援する視点」について、親も子どもも一緒に育つという記載ではなく、「親が子育てをする手伝いをしましょうという視点」として、保護者が一義的責任者であることとして親に限定して記載してほしい。そうすれば、「子どもの視点に立った支援」というのも活かされる。	幼保支援課	「親も子どもも一緒に育つ過程を支援する視点」を「親やその保護者の育ちの過程を支援する視点」として修正し、親が子育てをする支援を地域や社会が行い、そのことにより保護者が自己肯定感をもって子育てができるような環境づくりという視点で再整理しました。

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
区域の設定と需給 (9月16日)	○ 「区域における県の考え方」の1号認定について、室戸市など東部9市町村で少しだが不足がある。高知県は広いが、本当に県全体で1区域として良いか。幼稚園があれば行かせたい保護者がいると思うと、少し違和感がある。	幼保支援課	区域の中で、1号認定の供給が不足している状況で、幼稚園の設置申請があった場合、新制度では認可しなければならぬこととなっています。(1号認定については、最低定員の規定なし。) しかし、現在、新たに幼稚園が1施設必要となるほどの供給不足は出ておらず、認定こども園で1号認定の子どもを受け入れる対応とすることが適当であると考えており、市町村においてもその方向で検討がなされています。 また、県の中央部においては、市町村を超えての利用も多く、その範囲も広いため、区域の設定を行っていくことから、全県を1つの区域に設定することが妥当であると考えています。
	○ 現在の保育所を認定こども園化することで教育の提供は可能。市町村境界があるより、むしろ全県一区が良い。今後、ハード面の整備をするよりも、内容や質を高めていけば良いのではないか。	幼保支援課	計画においては、現在、1市町村1施設(保育所のみや3歳児以上において、幼稚園のみなど)の場合、認定こども園への移行を推進するよう計画を策定する予定です。
	○ H27年度の段階で0歳児がマイナス10人となっている。次年度に解消できないか。受け入れ先が無いから我慢している保護者はいないのか。	幼保支援課	新制度の開始にあたって、認定こども園への移行が間に合わない私立幼稚園、認可外保育施設や、小規模保育事業の認可が間に合わない施設等が見込まれるため、平成27年度ではマイナスの見込みとなっています。 次年度以降において解消できるよう、各市町村との検討を進めていきます。

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
幼児期の教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容 (9月16日)	○ 発達障害児用の小学校への引き継ぎのスマイルサポートシートと、保護者用の「つながるノート」を共有できるように、保護者へのサポートを県の方からもしていただきたい。	幼保支援課 障害保健福祉課	スマイルサポートシートとつながるノートについては、同じ様式で記載するようになっており、情報を共有することが可能となっています。今後は、保護者・保育士等に使用方法等の周知を図ります。
	○ 障害福祉のサービス等利用計画の作成が27年4月から義務化される。すでに高知市以外の市町村でサービス等利用計画を利用している方が小学校に入学する場合、サービス担当者会議が開かれ、保育、幼稚園、保護者、小学校、事業所も含めて、引き継ぎをしている。その制度と重複する部分があるので、整理が必要。	幼保支援課 障害保健福祉課	現状においては、同趣旨の会議が重複して行われていることから、それぞれが連携して開催することができるような仕組みづくりを図っていくこととします。
	○ 「県の考え方」の3歳以上の質の高い保育・教育とは何か。保育所だけでは「質の高い」が保証できないのか。3歳以上ということも含めて納得がいかない。	幼保支援課	認定こども園における教育及び保育は、0歳から就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければなりません。 このため、認定こども園は、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」の目標が達成されるように教育及び保育を提供することにより、質の高い保育・教育が実現できると考えています。 保育所でも同様に、保育所保育指針による保育が提供されることにより、高い質の保育が実現できると考えています。

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
<p>幼児期の教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容(9月16日)</p>	<p>○ 日頃から小学校との連携が必要。障害児ではないが発達に不安のあるお子さんとの学校との連携も記載してはどうか。DVやアレルギーなどの面でも様々な連携が必要。</p>	<p>幼保支援課</p>	<p>支援を必要とする子どもたちを、円滑に小学校へ引き継ぐことが重要であることから、小学校との連携について記載をします。</p>
	<p>○ 市町村は福祉部局が中心で、教育委員会とつながりのない所もあり、縦割りにならない体制づくり等、入学前の子どもにスムーズな支援が展開できる対応を望む。</p>	<p>幼保支援課</p>	<p>子どもの育ちを考えた場合、就学前から小学校への円滑な接続が重要であると認識しています。 市町村に対し、幼保一元化と、その際の担当部署を教育委員会に設置していただく要請を継続していきます。</p>
	<p>○ 保育士の資格しか持っていない方が多いが、幼稚園免許の取得は、年休対応でないと取りづらく、働きながらでは何年もかかると聞いている。積極的に免許が取れるような支援ができないか。</p>	<p>幼保支援課</p>	<p>保育士の有資格者が幼稚園教諭免許を取得する場合、保育所等への勤務経験が一定以上ある方に対し、必要な単位の取得については5年間の特例措置が設けられ、一部単位について免除されます。</p>
	<p>○ 「つながるノート」の存在を知らない保護者も多いので周知が必要。また、連携推進プランについては、現場の教諭によって理解に温度差があると感じている。周知徹底や理解を深める研修をお願いしたい。</p>	<p>幼保支援課</p>	<p>「つながるノート」の保護者への周知については、障害保健福祉課と連携して取組みます。 保育所・幼稚園等を利用している乳幼児で障害の認定(身体障害以外)を受けている場合、その保護者に対して、「つながるノート」の周知を図ります。 保幼小連携プランについては、2市がモデルとなって作成しており、これを県内の市町村に広めていくよう努めます。</p>

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
幼児期の教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容 (9月16日)	○認定こども園への移行を希望しない保育所などをどう移行させるか。手法について、県としての考えを聞きたい。	幼保支援課	すべての保育所が認定こども園へ移行することが必ず必要なものではありません。ただし、市町村で1号認定のニーズがあるものの、対応可能な施設がないなどの場合には、認定こども園への移行が必要と認められるため、移行について市町村に働きかけていきます。
	○認定子ども園の普及(最終目標数50施設)を図るために、認定子ども園への移行予定がない幼稚園・保育所は、単なる働きかけだけで移行するのか疑問に思う。	幼保支援課	保育所が認定こども園に移行するためには、利用児童数が増加している場合を除き、保育室の増築等の必要はありません。 幼稚園については、調理設備又は調理室、乳児用の保育室等の整備が必要となりますが、そのための補助制度を設けておりますので、市町村を通じて制度の周知を図っていきます。
	○保育士の有資格者へのアンケートは自分に届いていない。資格取得当時の住所ではなく、結婚後の住所に送っているか。	幼保支援課	保育士の登録については、氏名および住所等が変更になった場合、届け出をしていただくようになっています。登録証の発行時における周知を引き続き図ります。

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
幼児期の教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容 (9月16日)	○特に研修は、市町村及び各現場での意識や取組に差があり、保育・教育の質として顕著に現れている。公立小中学校教諭並みの研修プログラムの導入、公立・私立、保育教諭・幼稚園教諭・保育士など就職先により差が生ずることのないような体制作りなどを、新制度の施行に当たり実施することを強く願う。	幼保支援課	保育士・幼稚園教員等の研修については、制度の違いを乗り越えて一体的にとらえ、キャリアに応じた研修を実施しているところです。 また、仕事の間を離れて行う研修(OFF-JT)と、実際の仕事を通じて行う研修(OJT)を組み合わせ、より効果的な研修を目指して取り組んでいます。 今後も研修参加者の評価等を基に、充実した研修内容となるよう見直しを継続します。 研修対象者の研修への参加については、関係者の理解のもと進めていきます。
	○質の高い保育・教育の確保こそが、この新制度で取り組むべき最重要課題と考える。より良い人材確保のための保育者の処遇改善、研修の充実と確保に向けた整備の充実をお願いしたい。	幼保支援課	
	○質の向上をはかるための研修は、参加した方にどれだけ「気づき」があるかが重要。「気づき」がなければ、質の向上は図れないので、その点に配慮した研修実施を願う。	幼保支援課	
	○「質」の中身が重要、県として考える質を具体的に記載して欲しい。	幼保支援課	

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と質の向上 (2月13日)	○ 新制度により「保育の質を高める」ということになっている。園側が保護者に制度を説明することに頼るのではなく、行政は、制度の情報発信を積極的にお願したい。	幼保支援課	これまでどおり、周知を図ります。
	○ 質の保証から言えば悉皆研修が必要。私立幼稚園には悉皆研修はない。私立・公立が1つの形になるような研修体制の構築をお願いしたい。	幼保支援課	私立・公立の区別のない研修体制を構築しており、私立幼稚園への研修参加を働きかけていきます。
	○ 研修があっても、職員勤務のローテーションがあり参加することが出来ない。休日開催の研修があっても、保育士も子育て中の職員が大半であり、代休を取得するための代替職員の確保が課題である。	幼保支援課	園に直接出向いての園内研修や、13ブロックでの研修の充実を図ります。 また、研修に参加する際の代替職員の確保のための支援制度も継続する予定です。
	○ 県教育委員会が実施している出張研修を活用しているが、この研修をより広く周知するべき。	幼保支援課	
	○ 高知市も含め、県下の市町村における研修体制を充実・強化する必要がある。	幼保支援課	
保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保 (6月16日)	○ 保育の必要性の認定の際における優先順位として、保育士の子どもを優先的というような事項があったと思うが、そのことが明記されていないのであれば、主旨の経緯等について各市町村への周知等をお願いしたい。保育士の確保にもつながるのではないか。	幼保支援課	優先利用には含まれていませんが、国の子ども・子育て会議においても検討されたものであり、市町村等の説明会では説明し、周知を図りました。
	○ 保育士の確保等について、四国4県に照会をかけるなど対応してほしい	幼保支援課	高知県社会福祉協議会の福祉人材センターが実施している県外の指定保育士養成施設への求人情報の提供と福祉人材センターへの登録依頼を継続して行います。

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と質の向上 (9月16日)	○保育士数について、臨時職員が増えているが、保育士の正規職員を確保すべきではないか。理想に向けた対応をしなければ、少子化対策や子育て支援の充実につながらない。	幼保支援課	今後、市町村と連携し検討していきます。 障害児への対応は、保育士の専門性も必要とともに、保育所全体での組織的な対応が必要と考えており、そのための人材育成を検討していきます。 現在は、コーディネーターを配置することにより園への助言や指導を行い、早い段階から確立したいと考えています。
	○公立保育所は臨時の割合が多い。民間も多い。運営費の中で人員を配置しているが、次年度の子どもの数がわからないので、臨時職員を採用する。	幼保支援課	
	○保育士確保について、将来的な見通しを立てないと、資格を取った人材が保育士を目指さない。県外への流出もある。パート職員だと来てくれないのが現状である。市町村とすり合わせて、理想論ではなく、処遇改善の対策をとっていかないと解決にはならない。	幼保支援課	
	○諸問題はあるかもしれないが、増やしていく考えを基に、施策を考えないといけない。	幼保支援課	
	○障害児加配職員は臨時職員が多く、次の年には担当が変わっていることもある。また、加配保育士がつくまで待つほしいということもある。臨時であっても卒園するまでは同じ職員がついてくれる体制や、専門職員が足りないところに、職員を回すような人材バンクの活用なども考えてほしい。	幼保支援課	

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の 人材確保と質の向上 (9月16日)	○障害の加配については、新制度で公定価格の基礎に算定されないと配置が難しい。保育士の処遇改善は国での検討が必要。保育士の仕事に魅力がなくなったら大変。県で潜在的な保育士を掘り起こしているの、若干改善されると思うが、全て正規職員ではないだろう。ハローワークで選ぶ場合も、雇用の継続がポイントになる。条例で国の基準を上回ったものを出していただければありがたい。	幼保支援課	保育士の処遇改善は、国の子ども・子育て会議において大きな課題として議論されました。 しかし、保育所の障害児への加配については、地方交付税で既に対応されている(障害児2人に1人の割合)ことから、公定価格の算定には含まれませんでした。 認定こども園および幼稚園、地域型保育事業については補助制度として財政支援が検討されており、県としても対応を検討します。
保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の 人材確保と質の向上 (9月16日)	○高知市では、できるだけ正規職員をあてるようにしているが、臨時保育士を雇う場合、正規職員と同じような保育内容、ローテーションも一緒にしているので、正規職員と同じ仕事でも待遇や継続性で大きな差がつく。「保育士の雇用の困難な理由」のところで、処遇改善が上がってこないのはなぜか。 ○保育士をやりたい人が臨時のままでいいという訳がない。少子化対策と言いながら、子どもが来てから職員を雇わなくてはならない現実。財政的な担保が無く、裏付けが無いからやっていけない。やりがいにつながることをやらないと、理想論で今までと同じ取組であれば合計特殊出生率は上がらないだろう。	幼保支援課	今後、市町村と連携し検討していきます。
(9月16日)	○臨時職員も研修が受けられるように配慮した内容を検討してほしい。	幼保支援課	保育所等に出向いて行う園内研修やブロック別研修の充実を図ります。
	○待機児童を解消するための対策で、子どもの最善利益との矛盾が見えてくる。公定価格や保育量、加算などが出てくるが、本来、子どもの最善の利益を図るために、質の高い教育、保育をやっていくのであれば、国として子どもをどう育てていくのかというもっと大きなものがないといけない。 ○全てのことにに関して、子どもを中心に据える視点がぶれないように願う。	幼保支援課	「子どもの最善の利益」の実現を目指す視点で取り組みを進めます。

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と質の向上 (9月16日)	○保育士、幼稚園教諭のキャリアアップ研修等、全てについて悉皆研修を実施してほしい。資格を取ったり、研修への参加を希望しても人員が足りず参加することが難しい状況にあることも配慮してほしい。	幼保支援課	現在、保育士及び私立幼稚園教諭に対するの悉皆研修は義務付けられておりませんが、県としては研修体制を整えており、研修への参加は可能となっております。今後も、引き続き参加を要請していきます。
保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と質の向上 (9月16日)	○潜在保育士5500名のうち、登録者は100名。潜在保育士は毎年増加しているとのことだが、保育士として再就職を促すほか、潜在保育士を保育所運営や子ども・子育て支援で活用できる方策はないか。	幼保支援課	高知県社会福祉協議会の福祉人材センターに、保育士再就職支援コーディネーターを配置し、保育所等の事業者と就職していない保育士とのマッチングを行い、就職支援を行っています。 今後も、事業を継続し、潜在保育士の活用を図っていきます。
保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と質の向上 (9月16日)	○労働者の4割が非正規労働者。保育士も過去5年間で臨時・パート職員が1.3倍となっている。処遇改善がない限り保育士不足は改善されない。保育士有資格者が転職するケースも多く、弊社でも、ここ数年、中途採用の募集時に、保育士有資格者の応募者が1名はいる。採用後、本人の思いとのミスマッチもあり3年未満に退職する。保育士処遇改善特例事業の改善成果を教えて欲しい。	幼保支援課	平成25年度の緊急保育確保事業で実施した保育士処遇改善特例事業での財政支援については、ほとんどの保育所で一時金として支給されています。

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
保育の必要性認定 (2月13日)	○ 保育の認定に「虐待・DVのおそれ・・・」とあるが、その判断基準を明確にする必要がある。	幼保支援課	各市町村の入所判定委員会等で、それぞれの家庭状況等を調査したうえで認定することとなるため、ケースに応じて各市町村の判断となります。
教育・保育施設に関する周知(9月16日)	○27年度から新制度がスタートする。一般的に新制度自体、知らないのではないか。対象となる保護者が、どこへ子どもを行かせたら良いか迷う状況でなければ良いが。	幼保支援課	市町村においても地元広報誌を活用した広報等を行うようにしており、周知を図ってまいります。
教育・保育の情報公表(9月16日)	○障害のある子ども達への配慮として、施設の広さ、定員に対する現状の受け入れ人数などがわかると、見学、申し込み先を探すのに役立つ。	幼保支援課	施設の情報公表の項目に入れるよう検討します。
	○保護者としては園児数が知りたい。定員に対し園児数が相当少ない園や、超過している園がある。集団生活を望んだり、小規模を望んだりと家庭のニーズは違うので、事前に知りたい。園児数を表示する事で、職員の数も適当であるかも判断できる。	幼保支援課	

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
利用者支援事業	・様々な支援が利用できるように各市町村に利用者支援事業を1箇所は実施してもらいたい(6月16日)	少子対策課	利用者支援事業は、基本型と特定型の2つのタイプがありますが、特定型は児童の人口が多い地域に限定されており、子どもが少ない地域では、専任職員を1名配置して事業を実施することが困難な状況です。 現在でも、市町村窓口や保健師、地域子育て支援センターが子育て家庭への情報提供などの支援を行っており、そうした部署の利用者支援の質の向上を検討します。 このほか、県でも出産や育児の応援サイトでの情報提供などにより、子育て家庭の支援に取り組めます。
一時預かり事業	・他県では在宅での一時預かりが充実している(6月16日)	幼保支援課	在宅での支援方法としては、ファミリーサポートセンター事業や、地域でのボランティア等での対応が考えられます。 平成27年度からの新制度では、主に障害児を視野に入れた保護者宅での居宅訪問型の一時預かり事業が創設されますので、市町村での事業実施を促していきます。
	・年に1回は、母親の育児疲れのリフレッシュにも使えるような支援ができないか。(6月16日)	幼保支援課	一時預かり事業は、お預かりの理由は問わず利用できますので、リフレッシュにつながるものと考えます。
	・現在の利用申し込みは、使い勝手が悪く、本当に必要な人が使えないので見直しが必要ではないか(6月16日)	幼保支援課	新制度では、現行の一時預かりに加えて、幼稚園や認定こども園での一時預かりなどが設けられますので、いろいろなニーズに応じた箇所数の増加を図っていきます。
延長保育事業	・働くお母さんにとって重要な事業なので、確保してほしい(6月16日)	幼保支援課	保育所の閉所時間は、19:00に閉所が85か所(33%)、19:30に閉所が1か所となっており、今後、保護者のニーズに応じて、箇所数の増加を図っていきます。

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
病児病後児保育	・保育園での看護師の確保は、処遇面で難しい点に配慮した対策が必要ではないか。(6月16日)	幼保支援課	慢性的な看護師不足の中で、病児・病後児保育事業を目的とした看護師の保育所への確保は難しい状況です。また、賃金の改善については、保育士とのバランスもあり、難しいと考えられますが、市町村とも対応方法等を検討していきます。
	・医師会と連携して医師を確保するとか、看護協会と連携して登録制で対応するとか何らかの人材確保が検討できないか。(6月16日)	幼保支援課	各地域単位の医師会に協力を依頼し、進めていきます。
	・働くお母さんにとって、重要な支援策なので、量の見込みに対して供給が足りていない状況を改善できるように、課題に対応した支援策を検討してほしい(6月16日)	幼保支援課	各市町村も、必要性を認識しており、実施に向けて様々な方法を市町村と検討していきます。
放課後児童クラブ	・利用対象者を小学1～3年から小学6年生まで利用できるようにしてほしい。(6月16日)	生涯学習課	児童福祉法の改正により、6年生までが事業の対象範囲であることは明確化されましたが、義務化ではないため、各市町村において、ニーズや面積、他の放課後の多様な居場所にも留意した上で、適正な整備計画が作成されるものと考えます。
	・行政が担えない部分に民間が参入できるよう県から市町村に働きかけをしてほしい。(6月16日)	生涯学習課	市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて対応します。

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
乳児家庭全戸訪問	<p>・乳児家庭全戸訪問を1歳・2歳など追加して数を多くすることにより、虐待やDVといった情報が収集しやすくなると思う。</p>	児童家庭課	<p>母親や子どもの状況を確認する市町村事業として、乳児家庭全戸訪問事業で把握した支援を必要とするご家庭に対しては、養育支援訪問事業により支援を実施するほか、育児相談や親支援の教室、子育て学級などが開催されています。</p> <p>また、乳幼児全員を対象とした乳児健診、1歳6カ月児健診及び3歳児検診は全市町村で実施されており、支援の必要な家庭や未受診の家庭には家庭訪問等による状況把握や育児支援も行われています。</p> <p>こうした取組みの実施やフォローアップ体制の強化などの改善を通じて、保護者の育児に関する悩みの相談や、養育支援を必要とする家庭の把握を行うことで、地域における子育て支援の取組みを進めてまいります。</p>
新規参入	<p>・行政が担えない部分に民間が参入できるように県から市町村に働きかけをして欲しい。(6月16日)</p>	少子対策課 幼保支援課 生涯学習課	<p>市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて対応します。</p>

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
障害者支援(2月13日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害などの相談・療養施設が地域に十分でない。 ○ 軽度発達障害児の専門的な療育施設等についても計画に盛り込むべきではないか。 	障害保健福祉課	支援を行う施設等については、高知県障害福祉計画に位置づけ、整備を進めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害児が増え、障害児の増加に比べ、保育士の増が少なく追いついていない。 ○ 障害児加配の保育士が非常勤職員であることが多く、継続性がない。障害児加配の保育士への対応を組織的に取り組み、次につながるようにすべき。 	幼保支援課	障害児への対応は、保育士の専門性ととも、保育所全体での組織的な対応が必要と考えており、そのための人材育成を検討していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高知県障害福祉計画での取り組みと、この計画に盛り込むことを区分けすることが必要。両計画の整合性等について留意していただきたい。 	障害保健福祉課	<p>基本的な方向性として、障害のある子どもが、一人ひとりの特性や発達状況に応じて、可能な限り障害のない子どもと同じように一般施策としての子育て支援の中で支援を受けられるようにしていくことを目指します。</p> <p>そのための後方支援的な役割として、専門的・個別的な支援を確保する施策の充実を図っていくこととし、支援を行う施設等については、高知県障害福祉計画に位置づけ、整備を進めていきます。</p>

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
障害者支援(6月16日)	<p>○ 発達障害の専門医師が大幅に不足しているとなっているが、現状、どれぐらい必要か、今後の充足の希望を教えてください。</p>	障害保健福祉課	<p>3年前から3名増加し、現在10名、研究員として研修に参加している医師は12名(県医センターの医師)に入っています。(補足)日本一の長寿県構想では、目標値として平成27年度の目指すべき姿として、専門医師を20名確保することとしています。しかしながら、受診を希望する方も大幅に増加していることから、現時点でどれぐらいの医師が必要か明確にすることは困難と考えています。</p>
	<p>○ 障害児施策はありがたいと感じている。「つながるノート」もありがたいが、引き継ぎシート、個別の支援計画、似たようないろんなシートがあって、それぞれのさび分けが難しい。南国市ではケア会議を開いている。ケアプランを立てるときにも、いくつもあると使いづらいので、各関係課で調整してすっきりしたものにしてほしい。「つながるノート」を身体の障害の方も利用したいと言っているので、利用できるようにしてもらいたい。また、支援策についても周知のあり方を一元化してもらいたい</p>	障害保健福祉課	<p>「つながるノート」、引き継ぎシート、個別の支援計画のさび分けについては、教育委員会とも調整の上、特別支援教育学校コーディネーター研修などを通して、周知を図っていくこととしています。「つながるノート」の利用対象者については、拡大をしていく方向で検討していきます。</p>
	<p>○ 親が障害を持っていることで苦しんでいる。まずは、その苦しみを取り除くことができないか、子ども総合センターを設置すると書いてあるが、地域社会にミニ的なものを確保し、通所できるような仕組みができないかと思う。</p>	障害保健福祉課	<p>市町村の1歳半、3歳児健診を受けた後の親の支援や、児童発達センターの市内以外への設置を検討したいと考えます。また療育福祉センターでも保健師の育成をしていきたいと考えます。(補足)子ども総合センターのミニ的なものの設置は困難であり、県の指定を受けて民間法人等が運営する児童発達支援センターの整備を、高知県障害福祉計画に位置付け整備していきます。</p>

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
障害者支援(6月16日)	○ 私立幼稚園で困っているのは、3歳までに健診を受けていない人は、あえて受けていないのではないかと思うこともある。障害を受け入れなければ療育は始まらない。初期のドクターの診断が重要。とにかく親が気がつくことへの支援をしてもらいたい	障害保健福祉課	■乳幼児健康診査において”気になる子ども”の早期発見を行うため、健診従事者を対象とした研修会を実施します。 ■”気になる子ども”への発達支援と、親の不安軽減や子どもへの対応力の向上を目的とした親支援を実施する市町村への支援を行います。
	○ 1クラスに一人発達障害児がいると言われています。指導者の対応もそうですが、周りの子ども達や親への対応も大切だと考えます。	障害保健福祉課	■「ペアレント・メンター」の活用、「ペアレント・トレーニング」の実施などによる家族支援の充実していきます。
	○ 支援のためには職員の専門性・資質を向上させることが重要であり、そのためには職員の処遇改善、正規職員の配置、研修の体系化を公私・幼保にかかわらず行うことが大切です。各関係機関・各課の連携をしっかりと行い(課題であると感じています)家庭や教育現場が混乱したり、支援の行き届かない子どもが出ないようにする必要があります。	幼保支援課	保育士の専門性の向上を図るため、研修の充実を図ります。園と関係機関及び保護者を繋げるためのコーディネーターを配置し、支援の必要な子どもへの連携強化を図り、早期の支援を行います。 保育士の研修体系の整備とともに、保育所全体での組織的な対応が必要と考えており、そのための人材育成を検討していきます。

子ども・子育て支援会議委員からの意見に対する「高知県子ども・子育て支援事業支援計画(原案)」への反映状況

項目	ご意見	所管課	回答
ワークライフ バランス (6月16日)	<p>○ 結婚と同時に仕事が少なくなる。2人目を出産するとなると、せつかく復帰したのと言われる。今の仕事もやりがいがあり充実しているので辞めたくない。だから、子どもは産まないと友人から聞いたことがある。女性は子どもが産める素晴らしい存在だと思う。出産を躊躇しないような雇用環境など事業主へのPRをして欲しい。</p> <p>○ 女性が男性同様に働くためには、育児・介護において制度が整っていないと不可能。制度が整い、産み育てやすい環境でない限り少子化に歯止めはかからない。</p>	雇用労働政策課	<p>・企業向けの広報誌を活用して、仕事と家庭の両立支援やワーク・ライフ・バランスの取組等を周知するとともに、国と連携した広報活動を実施します。</p> <p>・各関係機関と連携した、セミナー開催や企業へのアドバイザー派遣によって、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。</p> <p>・次世代育成支援企業を認証し、ホームページや広報誌に掲載することで、ワーク・ライフ・バランスを実現している企業の社会的評価の向上を図るとともに、取り組む企業の増加を促進します。</p>
	<p>○ 一時預かりよりも、保護者が仕事を休むことが重要ではないかと思うことがある。子育てと仕事の両立ができるよう、事業主にも従業員の支援を検討してもらいたい。</p> <p>○ 女性の社会進出によって、今の地位を大切にすあまり「子どもを産まない」「一人で十分だ」という母親が増えている。今の地位を築き上げるのに大変な努力と苦勞もあり、大切にしたいという気持ちは良くわかる反面、最近、妊活という言葉も聞かれるようになってきている。事業主の方への呼びかけと共に、働くキャリアの女性向けに、子どもと暮らす幸せ、充実、妊娠とうまく付き合うための講座などを開催し、女性自身の考え方の幅を広げてほしい。</p>	雇用労働政策課	<p>・各関係機関と連携した、セミナー開催や企業へのアドバイザー派遣によって、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。</p> <p>・次世代育成支援企業を認証し、ホームページや広報誌に掲載することで、ワーク・ライフ・バランスを実現している企業の社会的評価の向上を図るとともに、取り組む企業の増加を促進します。</p>